

第 2 3 期 第 1 6 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	川 山 光 則
	〃	柴 田 武 信
	〃	田 村 義 夫
	〃	尾 野 明 彦
	〃	伊 藤 大 作
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
	(欠席委員)	
	委 員	富 田 重 基
	〃	東 信 行
県 側	水産振興課	副 参 事
	〃	総括主幹
	〃	主 幹
	〃	主 幹
	〃	技 師
	鯡ヶ沢水産事務所	所 長
	むつ水産事務所	副 所 長
事 務 局	事務局長	野 月 浩
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→ 原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：西部海区管内におけるトドの採捕の指示について

→ 原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：令和9年度要望事項について

→ 原案どおり要望することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第16回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第23期第16回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたしております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案4件の審議が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員定数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、柴田委員と黒滝委員の兩名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第1号について説明させていただきます。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名と本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上ですけれども、こちらは、漁業法の規定に基づいて、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側の方から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課山口副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料をおめくりいただき、2ページを御覧ください。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき漁業者の数について、御説明させていただきます。

はじめは、はたはた小型定置漁業でございます。

西共第19号及び第20号共同漁業権の組合員行使権者ということで、車力漁協3人となっております。

続いて、3ページから10ページまでが底建網漁業でございます。複数のページに渡りますので、各ページごとに御説明いたします。

まず、3ページですが、漁業を営む者の資格の違いから3段に分かれておりまして、上段が、北津軽郡中泊町大字小泊に住所を有するものということで、小泊漁協1人、中段が、五所川原市十三に住所を有する者ということで、十三漁協1人、下段が、つがる市豊富町又はつがる市富范町に住所を有する者ということで、車力漁協5人となっております。

続いて、4ページと5ページが、西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町、西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町、西津軽郡鰯ヶ沢町大字田中町、西津軽郡鰯ヶ沢町大字七ツ石町、西津軽郡

鰯ヶ沢町大字漁師町又はつがる市木造出来島に住所を有する者ということで、鰯ヶ沢町漁協 15 人となっております。

続いて、6 ページですが、西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町又は西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町に住所を有する者ということで、鰯ヶ沢町漁協 6 人となっております。

続いて、7 ページと 8 ページが、西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、西津軽郡深浦町大字関、西津軽郡深浦町大字田野沢、西津軽郡深浦町大字柳田又は西津軽郡深浦町大字麴木に住所を有する者ということで、新深浦町漁協 86 人となっております。

1 枚おめくりいただきまして 9 ページでございます。

西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川又は西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川に住所を有する者ということで、風合瀬漁協 11 人となっております。

続いて、10 ページですが、10 ページは、上段が、西津軽郡深浦町大字広戸又は西津軽郡深浦町大字横磯に住所を有する者ということで、深浦漁協 3 人、中段が、西津軽郡深浦町大字岩崎又は西津軽郡深浦町大字沢辺に住所を有する者ということで、新深浦町漁協 20 人、下段が、西津軽郡深浦町大字大間越に住所を有する者ということで、深浦漁協 1 人となっております。

続いて、11 ページと 12 ページが、たら底建網漁業でございます。

まず、11 ページですが、むつ市脇野沢に住所を有する者ということで、脇野沢村漁協 16 人となっております。

続いて、12 ページが、4 段に分かれておりまして、上から、東津軽郡平内町に住所を有する者ということで、平内町漁協 2 人、続いて、青森市大字清水、青森市大字油川又は青森市羽白に住所を有する者ということで、青森市漁協 3 人、続いて、青森市大字六枚橋、青森市大字四戸橋又は青森市大字後潟に住所を有する者ということで、後潟漁協 2 人、続いて、東津軽郡蓬田村に住所を有する者ということで、蓬田村漁協 2 人となっております。

続きまして、13 ページと 14 ページは、なまこ潜水器漁業でございます。

まず、13 ページですが、上から、西共第 31 号、33 号及び 35 号共同漁業権の漁業権者ということで、外ヶ浜漁協 1 人、西共第 41 号及び 43 号共同漁業権の漁業権者ということで、青森市漁協 1 人です。

続きまして、13 ページから 14 ページにかけて、西共第 45 号共同漁業権の漁業権者ということで、これは操業区域の違いから、まず平内町漁協の土屋支所 1 人、浦田支所 1 人です。

14 ページが、東田沢支所 1 人、茂浦支所 1 人、小湊支所 1 人となっております。

14 ページの一番下の段が、西共第 25 号共同漁業権の漁業権者ということで、竜飛今別漁協 1 人となっております。

最後に 15 ページを御覧ください。

上段が、なまこ・ほたてがい潜水器漁業でございます。

西共第37号共同漁業権の漁業権者ということで、蓬田村漁協1人となっております。

続いて、中段、下段が、あわび潜水器漁業でございます。

西共第25号共同漁業権の漁業権者ということで、竜飛今別漁協1人、それから、西共第37号共同漁業権の漁業権者ということで、蓬田村漁協1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。が、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することになります。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

次に議案第2号「西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

野月事務局長

そうしましたら、議案第2号について説明させていただきます。

議案第2号の資料1を御覧いただければと思います。

これまでと同様に本年もサケ資源の繁殖増大を図るために指示を発してほしいとする県農林水産部長からの依頼文でございます。

件名と本文のみを読み上げさせていただきます。

沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

さけ資源の繁殖増大を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づく、別紙内容のさけの採捕制限等の委員会指示の発動をお願いします。

次に資料2の方を御覧いただければと思います。

依頼を基にして作成した委員会の案ということでございます。

前段を読み上げさせていただきます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第9号

漁業法第120条第1項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和8年9月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二
ということでございます。

以降の内容は、県からの依頼文に添付されたものと同じであり、昨年と年次が違うだけであとは同じ内容というふうになってございます。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで承認をいただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課田澤主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課田澤主幹

先ほど事務局長から御説明いただきましたとおり、年次を1年更新した上で昨年度に引き続き委員会指示の発動をするものでございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第２号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第３号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

野月事務局長

議案第３号について説明させていただきます。

こちらの案件については、西部海区管内の沿岸に来遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するものであって、竜飛今別、外ヶ浜、そして脇野沢村の各漁協に対し、平成１９年度から委員会指示に基づく承認が行われております。

それでは、議案第３号資料１を御覧願えればと思います。

こちらが、県農林水産部長からの依頼文です。

件名と、本文の方は３行目から読み上げさせていただきます。

トドの採捕にかかる委員会指示の発動について（依頼）

このたび、水産庁から、令和８年８月４日付け水推第７３０号「令和８年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和８年９月１日から令和９年８月３１日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区及び青森県対象海区において５６４頭と示されました。

つきましては、本県における令和８年トド年度におけるトド採捕数の上限を北海道と調整の上８頭としますので、別紙（案）により漁業法第１２０条第１項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いします。

こちらが資料１ですけれども、次に資料２の方を御覧いただければと思います。

こちらが、県漁連等からの依頼文でございます。いずれも例年と同じ内容となっております。

次に資料３を御覧いただければと思います。

こちらは、委員会からの指示案でございます。前段のみを読み上げさせていただきます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第１０号

青森県西部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第１２０条第１項の規定により次のとおり指示する。

令和８年９月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下の内容につきましては、県からの依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年次を改めた他は、基本的には前回の指示と同様というふうになってございます。

次に議案第3号の資料4を御覧いただければと思います。

こちらが、令和8年度のトドの承認事務取扱要領の案ということでございます。

項目としては、6番の「採捕数の制限」は、県依頼文のとおり、昨年同様に頭数8というふうになってございます。

事務局の方からの説明は以上ですが、委員会指示の県報掲載に当たって、若干の字句修正がある場合には、事務局一任ということで承認していただければと思います。

説明は以上ですが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

県から補足説明がありましたらお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白板総括主幹

水産振興課 白板でございます。

資料1を御覧ください。

1ページ目でございますが、知事発動の依頼文となっております。

トドの採捕数につきましては、昨年度と同様、上限を8頭とすることについて、北海道との協議により取り決めているところでございます。

続きまして、同じ資料1の12ページを御覧ください。

こちらは、令和8年度の全国のトド採捕可能頭数に関する水産庁からの通知文となっております。

表を御覧いただきたいんですが、全国では、採捕可能頭数は、両方数字を合わせまして595頭となっておりますが、表の上段にありますとおり、宗谷から青森県西部の海域において上限が564頭と示されております。

このうち、北海道との協議により、本県の上限が8頭ということになってございます。

なお、全国の捕獲可能頭数の設定の根拠につきましては、13ページ以降のトド管理基本方針に示されておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、資料5を御覧ください。

こちらは、青森県におけるトド・オットセイの確認状況及び漁業被害について取りまとめたものでございます。

昨シーズンの状況についてのみ御説明させていただきます。

トド・オットセイの出現状況につきましては、表に記載のとおり、昨シーズンは出現がございませんでした。

漁業被害につきましてもありませんでした。

目視調査も行っておりますが、出現は確認されておられません。

一番最後、トド採捕実績ですが、令和7年度シーズン、採捕実績なしという状況になってございます。

裏の方を御覧ください。

下の方の6番、過去の状況について、これまでの漁業被害、目撃情報について記載しておりますので、参考としていただければと思います。

県からの補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

それでは、御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、公示に当たって、若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第4号「令和9年度要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

野月事務局長

それでは、議案第4号について説明させていただきます。

例年、各海区からの国への要望につきましては、要望事項を取りまとめて全漁調連が要望書を作成し、要望活動を行っております。

全漁調連による今年度、令和8年度の要望活動も本年7月5日に行われ、その結果については、事前に送付し、また、今、議案第4号資料2としてお配りしております。

ので、御覧いただければと思います。

今回、議題とさせていただいたのは、来年度、令和9年度の要望ということでございます。

こちらは、全国海区漁業調整委員会連合会、こちらが全漁調連というふうに略称されますけども、要望事項の数が増加していること、そして内容が重複していることなどから、令和9年度の要望に向けて、その内容を整理、見直しするということになったということでございます。

この見直しの方向性につきましては、全漁調連の理事会でも承認を得ており、全漁調連の事務局、現在、山口県海区が事務局を担当しておりますけども、こちらが作成した要望のたたき台を基にして、全国の各海区で検討するということになりました。

そのため、関係資料が多くなるということで、今月、8月の月上旬に事前に各委員の方々に資料をお送りして、お目通しいただいたところでございます。

今回、お配りした資料の内容については、重複していますけども、来年度、令和9年度要望のたたき台であり、こちらが議案第4号資料1となつてございます。

この資料1を基にして、当海区では検討して、その意見を日本海ブロック会議に提出するということになってございます。

ちなみに、これまでの当海区、西部海区からの要望事項は、1つとして、太平洋クロマグロの資源管理についてと、2つ目として、海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進についてということの2件でございます。

これらの要望内容につきましては、要望のたたき台の方にも含まれており、その箇所は枠で囲んでございます。

事務局としては、これまでの当海区からの要望内容については、再度、要望たたき台の中に反映されているというふうに考えられますので、そのため、こちらのたたき台の通りというふうにして構わないのではないかなというふうに考えてございます。

勿論、各委員からの御意見等があれば、この意見を事務局の方で取りまとめて西部海区の意見というふうにして、11月に秋田の方で開催する日本海ブロックに提出して要望していきたいと考えてございます。

なお、委員からの意見については、当事務局で取りまとめることとしますが、細かい内容等も含まれると考えられますので、最終的には会長一任というふうにしていただいて、御意見を整理して提出していきたいと考えております。

事務局の方からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

竹ヶ原委員

はい。

堀内会長

はい。

竹ヶ原委員

以前、これまでの話し合いの中で、海洋レジャーとの調整という、マグロが、あまり量が獲れない時の話だったかと思うんですが。そういうレジャーボートの方々の組織と一緒に話し合いをしていこうと、そういうことを設けようという話が、設けたらどうかというような話が出たように記憶しているんですが。

それについては、この説明文だと、遊漁なのか、レジャーボートなのか、ちょっと定かではないんですけども、組織化を促すという表現に留まっているようなので、今後、できたところから、それを話し合いの土俵に乗せるというようなことは、今、考えているのか。もし、考えていないのであれば、やった方がいいんじゃないかな。要望として出した方がいいんじゃないかなというふうなことを考えておりますが。

この辺の話、出たということは事実でしたっけ？私の記憶だと。

野月事務局長

今、竹ヶ原委員の方から、意見がございましたレジャー・遊漁側の方の組織化あるいわ話し合いということでしょうか。

これにつきましては、具体的には、今のたたき台の方には、直接の表現はないというふうには考えられるんですけども。もしもないということであれば、それを意見として、今度の日本海ブロックの方に西部の方からの意見として述べさせていただくという方向にしたいと思いますが。

竹ヶ原委員

私、個人的な意見で大変申し訳ないんですけど。

以前、そういうふうな話し合いが、3年ぐらい前ですか、2年ぐらい前に話し合いがもたれて、そういうことも、これから必要じゃないかという話し合いがもたれたように思うので、折角、そういう機運が高まっているのであれば、マグロの量が多くなったから止めるというよりも、少なくとも一緒に共有できるような形が取られればいいのかと思った次第です。

すみません。

堀内会長

私の記憶であれば、今も遊漁の団体、プレジャーの団体が、今年度、来年度も、今

のところ25%増枠になるということで、団体の方が尾数、1回での釣り上げ尾数等、そういうのを今、調整して、水産庁と話し合いをやっております。

ですので、多分、委員がおっしゃるように、喧嘩しているというわけではないだろうし、団体との調整は進んでいると思っています。

野月事務局長

遊漁関係の方、8年度の、お手元の資料の方、8年度の結果、資料2の方、7ページになるかと思えますけども。その一番下の方に、組織化された部分についてのその協議ということではないんですけども。同じ目線で漁業の方と同じ目線で数量管理への移行を推進していくというような。ちょっと表現は違うんですけども。そのような回答を昨年度というか、今回、8年度の要望について、水産庁の方から回答をいただいているというところでございます。

竹ヶ原委員が言っている、団体との話し合い、うんぬんについてもこの中に含まれたうえで、同じ目線で行っていくこととしております。

竹ヶ原委員

すみません、これ、何ページですか？

国からの回答ですか？それとも、資料1の方ですか？2ですか？

2の方の7ページなんですか。

野月事務局長

7ページの表の一番下、右側の6というところに。

竹ヶ原委員

漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理への移行を推進しているというところが、そう読み取れるということですか。

野月事務局長

というところの、水産庁からの趣旨

竹ヶ原委員が言うところの話し合いを経た水産庁からの回答の部分ではないかなというふうに。

竹ヶ原委員

もっと突っ込んだ要望を出してもいいと思います。できれば。

というのは、別に喧嘩しろというのではなくて、情報をお互い持った方がいいよと。ここで、こういうことがあって困っているんだけど、どうしたらいい？って。そういう話し合いが、やっぱりあった方が前に進むんじゃないか。ただそれだけです。

堀内会長

はい。分かりました。

それでは、その他、何か御意見、御質問等ないでしょうか。

何か御意見、御質問等はないでしょうか。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、特段の御意見もないようですので、全漁調連のたたき台どおりとし、当海区からは、意見なしとしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、御意見がないので、議案第４号については、そのように決定し、日本海ブロック会議に提出することにいたします。

以上、本日予定していた議事を全て終了し、これをもちまして、第２３期第１６回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後２時７分